う。）に別表第１（２）に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7　市町村の「ひとり子育て費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［｛（0.154／Ａ）－1.000｝×0.156］×Ｂ×Ｃ

0.154／Ａが1.000を下回る場合は1.000とする。

算式の符号

Ａ　18歳以下人口を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Ｂ　段階補正係数

Ｃ　普通態容補正Ⅰ係数

8　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率とする。

算式

（Ｂ／Ａ）×2.79＋（Ｃ／Ａ）×0.15

［略］

9　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

Ｂ／（Ａ×1.74）

算式の符号

［略］

Ｂ　合併関係市町村ごとに次の算式によって算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

31.9×ａ×ｂ×ｃ

ｂが3.980を超えるときは3.980とする。

ｃが1.797を超えるときは1.797とする。

［略］

（投資態容補正係数の算定方法等）

第十二条　投資態容補正は、次項で定める指標による補正（以下「投資補正」及び「投資補正Ⅱ」という。）又は公共事業費の地方負担額等を指標とする補正（以下「事業費補正」という。）に分別し、次の表の地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の投資態容補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。

［新設］

う。）に別表第１（２）に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率とする。

算式

（Ｂ／Ａ）×2.75＋（Ｃ／Ａ）×0.17

［同左］

8　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

Ｂ／（Ａ×1.74）

算式の符号

［同左］

Ｂ　合併関係市町村ごとに次の算式によって算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

31.4×ａ×ｂ×ｃ

ｂが3.980を超えるときは3.980とする。

ｃが1.797を超えるときは1.797とする。

［同左］

（投資態容補正係数の算定方法等）

第十二条　投資態容補正は、次項で定める指標による補正（以下「投資補正」及び「投資補正Ⅱ」という。）又は公共事業費の地方負担額等を指標とする補正（以下「事業費補正」という。）に分別し、次の表の地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の投資態容補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。